



第76回国民体育大会

四日市市準備委員会

設立発起人会

日時：平成28年5月10日（火）午前11時～

場所：四日市市役所7階部長会議室

設立発起人会資料（目次）

1	第76回国民体育大会四日市市準備委員会設立発起人会名簿	1
2	国民体育大会の概要	2
3	第76回国民体育大会四日市市開催競技	4
4	第76回国民体育大会開催に向けたスケジュール(案)	5
5	第76回国民体育大会四日市市準備委員会組織図(案)	7
6	第1号議案	
	第76回国民体育大会四日市市準備委員会趣意書(案)	8
7	第2号議案	
	第76回国民体育大会四日市市準備委員会会則(案)	9
8	第3号議案	
	第76回国民体育大会四日市市準備委員会名簿(案)	13

第76回国民体育大会四日市市準備委員会
設立発起人会名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名
四日市市長	田 中 俊 行
四日市市議会議長	加 納 康 樹
四日市商工会議所会頭	小 林 長 久
四日市市体育協会会長	水 谷 敏 男
四日市市教育長	葛 西 文 雄

国民体育大会の概要

1 目的【国民体育大会開催基準要項(以下「開催基準要項」という。)第2項】

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 性格【開催基準要項第3項】

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

3 主催【開催基準要項第6項】

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。） 、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日体協加盟競技団体等（以下、「競技団体」という。）及び会場地市町村を含めたものとする。

4 大会の開催時期、期間及び会期【開催基準要項第7項第2号】

○本大会開催時期：9月中旬～10月中旬

○本大会開催期間：11日間以内

○本大会会期：開催3年前に日体協が開催県と協議して決定

5 実施予定競技

(1) 正式競技：37 競技（毎年実施36 競技、隔年実施1 競技）

○毎年実施競技：36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

○ 隔年実施競技：2 競技

銃剣道、クレー射撃（三重国体では、クレー射撃を実施）

(2) 特別競技：1 競技

高等学校野球（硬式及び軟式野球）

(3) 公開競技：5 競技

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

(4) デモンストレーションスポーツ

上記「(1) 正式競技」及び「(3) 公開競技」に該当しない競技団体の競技。






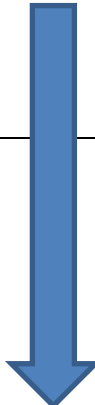


なお、日体協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

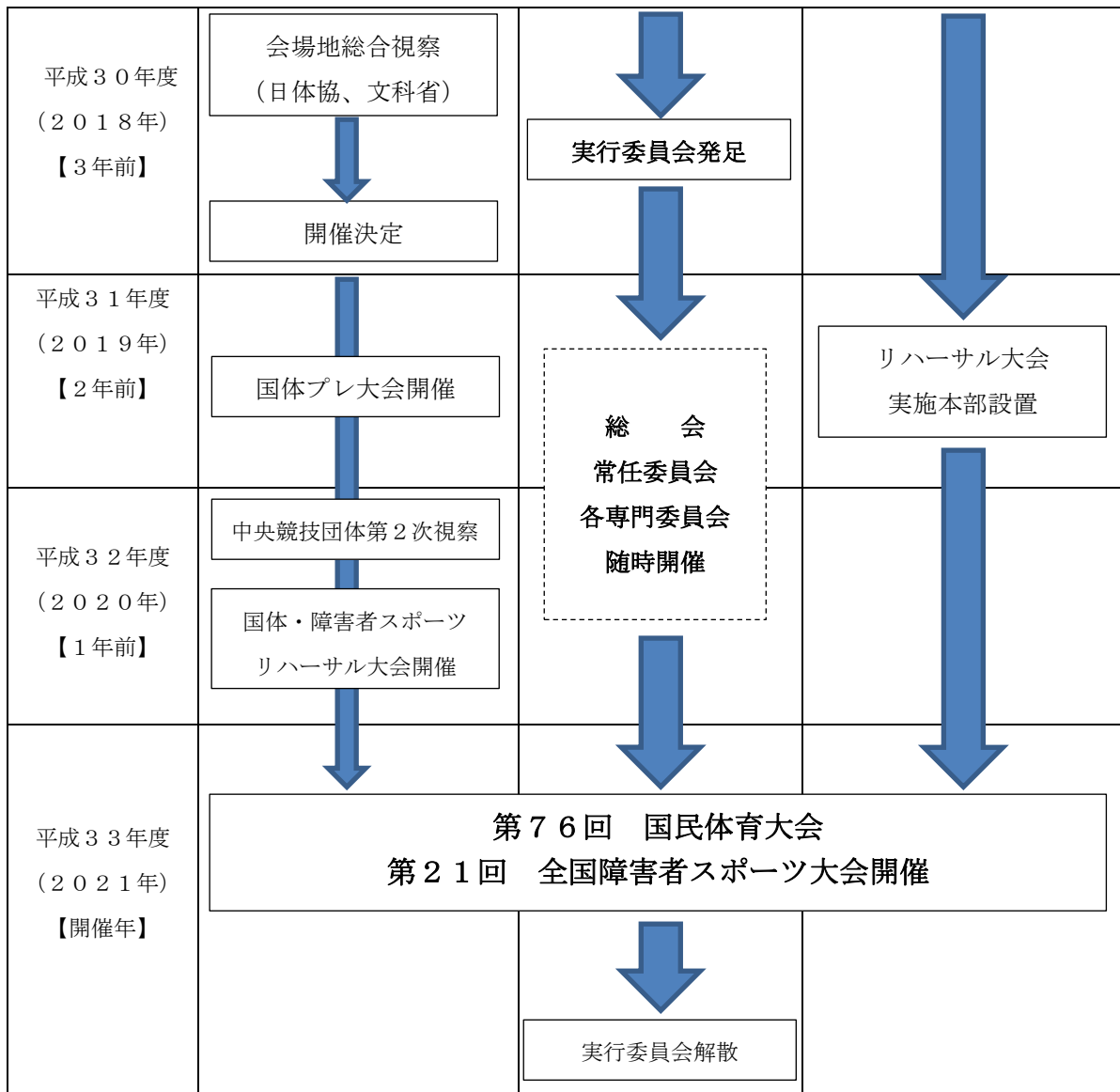
※原則として県内居住者を対象とする。

第76回国民体育大会四日市市開催競技

	競技名		開催形式	種別	開催予定施設
1	サッカー		共催 (鈴鹿市、伊賀市、 伊勢市)	少年男子	・中央緑地 新サッカー場 ・中央緑地 陸上競技場
2	テニス		単独	全種別	・霞ヶ浦緑地 新テニス場 ・四日市ドーム
3	体操	競技	単独	全種別	・中央緑地 新体育館
		新体操	単独	少年女子	・中央緑地 新体育館
4	自転車 (トラック・レース)		共催 (いなべ市)	全種別	・四日市競輪場
5	カヌー (スプリント)		共催 (松阪市、多気町)	全種別	・伊坂ダム 特設コース
6	空手道		単独	全種別	・中央緑地 新体育館
7	ゴルフ		共催 (鈴鹿市、桑名市)	成年男子	・四日市カンツリー 倶楽部
8	軟式野球		共催 (鈴鹿市、名張市、 亀山市、伊賀市)	成年男子	・霞ヶ浦 第1野球場 ・霞ヶ浦 新野球場

第76回国民体育大会開催に向けたスケジュール(案)

年度	主要日程	四日市市準備組織	市
平成23年度 (2011年) 【10年前】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">開催要望書提出(県)</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">開催内々定</div>		
平成24年度 (2012年) 【9年前】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">会場市町選定</div> 		
平成25年度 (2013年) 【8年前】			
平成26年度 (2014年) 【7年前】			
平成27年度 (2015年) 【6年前】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">中央競技団体 正規視察</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教育委員会スポーツ課内に 国体推進室を設置</div> 
平成28年度 (2016年) 【5年前】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">開催内定</div> 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">設立発起人会</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">準備委員会設立</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教育委員会に国体推進 課を設置</div> 
平成29年度 (2017年) 【4年前】		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">専門委員会設置</div>  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">各委員会開催</div> 	



第1号議案

第76回国民体育大会 四日市市準備委員会設立趣意書(案)

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及させ、国民の健康増進と体力の向上はもとより、地域のスポーツの振興と地域文化の発展に寄与し、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催される国内最大のスポーツの祭典です。

近年、人口減少社会の到来や少子高齢社会の進展など社会環境が変化するなか、市民のスポーツに関するニーズは、競技スポーツから生涯スポーツに至るまで多様化しており、市民誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツに親しめる環境づくりが求められております。

このような中で、平成33年に三重県で開催される第76回国民体育大会において、四日市市で競技が行われることは、市民のスポーツへの関心を高め、より一層のスポーツ活動の普及・発展に寄与することはもとより、来市される関係者の方々に、本市の産業・観光などを全国に発信する絶好の機会であります。

さらに、大会開催に向けて市民や関係団体、行政などが一体となって取り組んでいくことは、相互の連帯感や郷土意識を高めるとともに、本市の都市像である「みんなが誇りを持てるまち、四日市」の実現にも極めて有意義なことと期待されます。

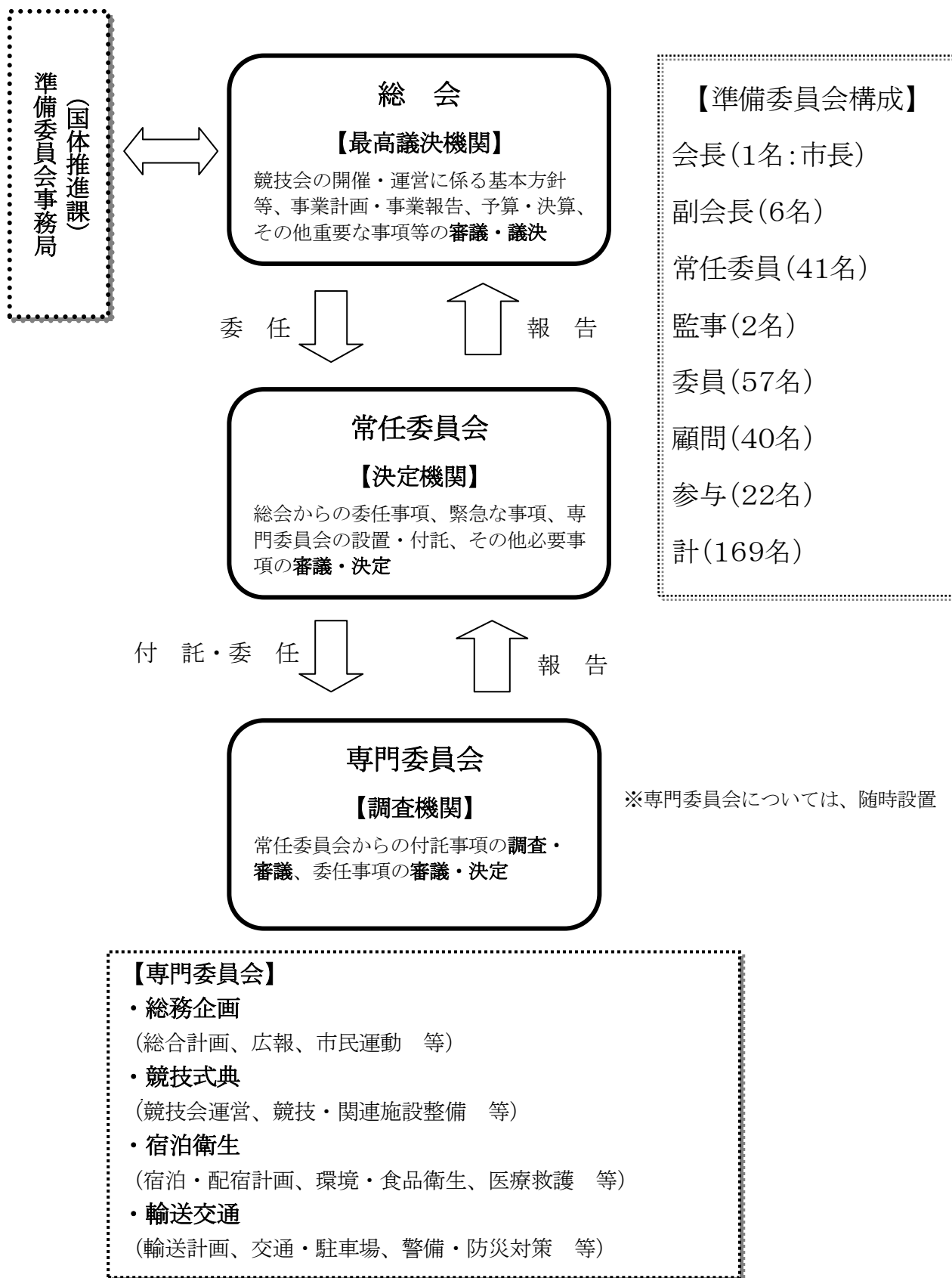
よってここに、開催準備を円滑に進め、大会を成功に導くため、市民・関係団体・行政の協働による「第76回国民体育大会四日市市準備委員会」を設立するものであります。

平成28年5月10日

第76回国民体育大会四日市市準備委員会設立発起人

四日市市長	田 中 俊 行
四日市市議会議長	加 納 康 樹
四日市商工会議所会頭	小 林 長 久
四日市市体育協会会長	水 谷 敏 男
四日市市教育長	葛 西 文 雄

第76回国民体育大会四日市市準備委員会組織図（案）



第2号議案

第76回国民体育大会四日市市準備委員会会則（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 この会は、第76回国民体育大会四日市市準備委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、第76回国民体育大会において、四日市市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事務等）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組 織

（組織）

第4条 本会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 市職員
- (2) 市議会議員
- (3) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人以上10人以内
- (3) 常任委員 30人以上50人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第6条 会長は、四日市市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の同意を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第5項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、重要な事項について参与する。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会には委員長を置くこととし、委員長は常任委員間の互選によってこれを定める。
- 3 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 4 委員長は会務を総理し、常任委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した常任委員がその職務を代理する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第3号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、前2項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告する。
- 10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 専門委員の任期は、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第16条 本会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

（事業計画及び予算）

第17条 本会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

（事業報告及び決算）

第18条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 解散

（解散）

第20条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

（残余財産の帰属）

第21条 本会が解散した場合において、その残余財産は、四日市市に帰属するものとする。

第8章 補則

（委任）

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年8月12日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、施行の日から平成29年3月31日までとする。

職名	所属・役職等	氏名
会長	四日市市長	
委員		
(副会長)	四日市市議会議長	
(副会長)	NPO法人四日市市体育協会会長	
(副会長)	四日市商工会議所会頭	
(副会長)	四日市市副市長	
(副会長)	四日市市副市長	
(副会長)	四日市市教育長	
(常任委員)	公益社団法人四日市医師会会長	医療関係：4
(常任委員)	一般社団法人四日市歯科医師会会長	
(常任委員)	一般社団法人四日市薬剤師会会長	
(常任委員)	公益社団法人三重県看護協会四日市支部長	
(常任委員)	四日市市連合自治会会長	自治会関係：1
(常任委員)	四日市市スポーツ推進委員協議会会長	スポーツ・文化関係：5
(常任委員)	NPO法人四日市市体育協会理事長	
(常任委員)	四日市市レクリエーション協会会長	
(常任委員)	一般社団法人四日市市文化協会理事長	
(常任委員)	公益財団法人四日市市文化まちづくり財団	
(常任委員)	社会福祉法人四日市市社会福祉協議会会長	福祉関係：1
(常任委員)	一般社団法人四日市青年会議所理事長	産業関係：1
(常任委員)	三重県高等学校体育連盟会長	教育関係：5
(常任委員)	三重県中学校体育連盟三泗支部長	
(常任委員)	三泗小学校体育科教育研究協議会顧問	
(常任委員)	四日市市中学校校長会会長	
(常任委員)	四日市市小学校校長会会長	
(常任委員)	三重県サッカー協会会長	本市開催競技団体関係：5
(常任委員)	三重県テニス協会会長	
(常任委員)	三重県体操協会会長	
(常任委員)	三重県自転車競技連盟会長	
(常任委員)	三重県カヌー協会会長	

職名	所属・役職等	氏名
(常任委員)	三重県空手道連盟会長	本市開催競技団体関係：3
(常任委員)	三重県ゴルフ連盟会長	
(常任委員)	三重県軟式野球連盟会長	
(常任委員)	四日市市危機監理監	行政関係：18
(常任委員)	四日市市政策推進部長	
(常任委員)	四日市市総務部長	
(常任委員)	四日市市財政経営部長	
(常任委員)	四日市市市民文化部長	
(常任委員)	四日市市健康福祉部長	
(常任委員)	四日市市こども未来部長	
(常任委員)	四日市市商工農水部長	
(常任委員)	四日市市環境部長	
(常任委員)	四日市市都市整備部長	
(常任委員)	四日市市議会事務局長	
(常任委員)	四日市市監査事務局長	
(常任委員)	四日市市消防長	
(常任委員)	四日市市上下水道事業管理者	
(常任委員)	四日市市病院事業副管理者・事務長	
(常任委員)	四日市市教育委員会副教育長	
(常任委員)	四日市市教育委員会教育監	
(常任委員)	四日市市教育委員会理事	
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局	国・県関係：2
	四日市地域防災総合事務所	
	四日市商工会議所青年部	産業関係：3
	四日市商工会議所女性部	
	四日市市商店街連合会	
	四日市観光協会	観光・宿泊関係：1
	三重北農業協同組合	農村・漁業関係：4
	四日市市漁業協同組合	
	三重茶農業協同組合	
	四日市酪農業協同組合	
	四日市市食品衛生協会	衛生関係：2
	四日市飲食業生活衛生同業組合	

職名	所属・役職等	氏名
	四日市大学	
	四日市看護医療大学	
	三重県高等学校長協会	
	三重県私立中学高等学校協会	
	四日市私立幼稚園協会	
	四日市私立保育連盟	
	四日市市スポーツ少年団育成者協議会	教育関係：13
	四日市市PTA連絡協議会	
	四日市市青少年育成連絡市民会議	
	四日市市子ども会育成者連絡協議会	
	日本ボーイスカウト三重連盟四日市第15団	
	日本ガールスカウト三重県連盟	
	四日市市海洋少年団	
	四日市市民生委員児童委員協議会連合会	福祉関係：7
	日本赤十字社三重県支部	
	四日市市老人クラブ連合会	
	四日市市更生保護女性の会	
	四日市市身体障害者団体連合会	
	四日市市手をつなぐ育成会	
	四日市市精神保健福祉会	
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	インフラ関係：16
	四日市南地区交通安全協会	
	四日市北地区交通安全協会	
	四日市西地区交通安全協会	
	四日市市交通安全保護者会連合会	
	伊勢鉄道株式会社	
	近畿日本鉄道株式会社	
	三岐鉄道株式会社	
	東海旅客鉄道株式会社	
	四日市あすなろう鉄道株式会社	
	三重交通株式会社	
	公益社団法人三重県バス協会	
	一般社団法人三重県タクシー協会	
	中部電力株式会社四日市営業所	
	西日本電信電話株式会社三重支店	
	日本郵政株式会社四日市郵便局	

職名	所属・役職等	氏名
	四日市サッカー協会会長	本市開催競技団体関係：8
	四日市テニス協会会長	
	三泗体操協会会長	
	四日市市自転車競技連盟会長	
	四日市カヌー協会会長	
	四日市市空手道連盟会長	
	三泗地区ゴルフ協会会長	
	三重県軟式野球連盟 四日市支部長	
監事	四日市市会計管理者	
	四日市商工会議所専務理事	
顧問	三重県議会議員7名（四日市選出）	議会関係：40
	四日市市議会議員33名	
参与	四日市北警察署署長	警備関係：3
	四日市南警察署署長	
	四日市西警察署署長	
	朝日新聞四日市支局	報道関係：19
	伊勢新聞北勢総局	
	NHK四日市支局	
	エフエムよっかいち	
	共同通信津支局	
	CTY	
	CBCテレビ三重支社	
	時事通信津支局	
	中京テレビ三重支局	
	中日新聞四日市支局	
	中部経済新聞三重支社	
	東海テレビ三重支社	
	名古屋テレビ三重支社	
	日本経済新聞津支局	
	毎日新聞四日市支局	
	三重テレビ放送本社	
	読売新聞四日市支局	
	中日ホームニュース	
	YOUよっかいち	

MEMO

